

VI 消毒ポイントの設置と作業

1 消毒ポイントの決定

各制限区域内の幹線道路付近・港湾等に消毒ポイントを設置し、車両消毒等を行うことにより移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止する。

(1) 設置場所、期間等

○設置場所

- ・発生農場周辺（当該農場から概ね半径1kmの範囲）、制限区域（移動・搬出）付近の道路・港湾等に設置する。
- ・感染拡大防止に有効と認められる最小限の箇所数とし、養鶏関係者には消毒ポイントを通過するルートを通るように周知する。
- ・発生地から遠ざかる畜産関係車両を消毒する。車両の進行方向を考慮し、設置場所を選定する。

○期 間

- ・移動制限区域の解除まで実施
- ※制限区域の解除（搬出制限区域解除→移動制限区域解除）に伴い、段階的に設置したポイントは撤去する。

○消毒対象車両

- ・畜産関係車両
- ※家畜伝染病のまん延が想定される場合は、法第28条の2の規定に基づき一般車両及び通行人の消毒を行う。

(2) 設置場所の条件

- ①大型車両の誘導、駐車可能なスペースを有すること。
- ②車両の出入りに際し、視界が確保されていること。
- ③交通渋滞を引き起こさない場所であること。
- ④コンテナハウス、機材等を設置するスペースがあること。
- ⑤設置場所の地権者の了解を得られること。

(3) 役割分担

①県防疫対策本部

- ア 消毒ポイント設置場所の決定
- イ 消毒ポイントに係る業務委託事務（運営業務、交通誘導警備業務）
- ウ 消毒ポイント設置に係る公報
- エ 消毒ポイントにおける雇用人員の確保
- オ 制限区域が隣県に及ぶ場合の他県との調整

②振興局

- ア 消毒ポイント候補地の選定
- イ 消毒ポイントの設営、管理及び運営
- ウ 消毒ポイント作業人員の派遣

- エ 消毒ポイントに係る防疫資材の確保
- オ 道路占用許可申請及び道路使用許可申請等に係る手続き
- ③家保
 - ア 消毒ポイント候補地の選定に係る協力
 - イ 消毒薬使用に係る指導及び助言
 - ウ 消毒ポイントに係る防疫資材の確保に係る協力
- ④市町
 - ア 消毒ポイント候補地の選定
 - イ 消毒ポイントに使用する水源及び電力確保に係る協力
 - ウ 消毒ポイントの設営及び運営
 - エ 消毒ポイント作業人員の派遣
- ⑤生産者団体（地域の役割分担による）
 - ア 消毒ポイント作業人員の派遣
- ⑥県土木部
 - ア 警備業者派遣のための公共工事の調整（振興局と連携調整）
※農林部農村整備課及び森林整備室も同様の対応

（４）設営作業

簡易検査陽性後、遺伝子検査により陽性が確定した段階で車両消毒作業が開始される。結果判明後直ちに防疫作業が開始出来るよう作業者（事前準備班）を動員し、事前に消毒ポイントの設営を完了させる。

１）作業内容

①資材搬入

後方支援センターで資材を受け取り消毒ポイントに搬入。

資材：防護服、手袋、キャップ、マスク、長靴、ガソリン缶、コーン、コーンバー、看板等

②機材の受け取り

消毒ポイントにリース会社が機材を搬入するので当該機材の受け取り（検収）。

機材：動力噴霧器、水タンク、投光器、コンテナハウス、トイレ、机、椅子等

③設営

消毒ポイント資機材の設置、看板の設置。

2) タイムフロー

時間	経過時間	事項
9:00	0:00	【異常通報】
12:30	3:30	【簡易検査陽性】
21:00	12:00	消毒ポイント資材到着・設営開始
22:00	13:00	消毒ポイント設置完了
5:00	20:00	【PCR検査陽性】
5:30	20:30	消毒ポイント動員者移動開始
6:00	21:00	消毒ポイント動員者到着
8:00	23:00	【疑似患畜決定】 消毒作業開始



消毒ポイントの設置について

- 1 消毒ポイント設置に際しては、周辺の環境（騒音・水質汚濁等）に十分配慮するとともに、農産物（米、麦、野菜、果樹等）への飛散防止についても十分配慮する。
- 2 車両消毒マットの設置については、安全性等を十分確認したうえで設置場所の選定を行う。
- 3 他県の消毒ポイントで消毒を受けた車両であっても、本県の消毒ポイントにおいて必ず消毒を実施する。
- 4 消毒ポイント設置に係る誘導看板、セーフティーコーン等の備品は、振興局の建設関係部署や市町関係部局へ調達要請を行う。
- 5 佐賀県で発生し、本県の一部が制限区域に入る場合、畜産関係車両の通行状況を勘案し、県境付近にポイントを設置。加えて、原則、移動制限区域と搬出制限区域の辺縁部にポイントを設置。県境での消毒ポイント設置については、該当県同士で、上り線、下り線を作業分担するなど、効率化を図る。



消毒ポイントの設置箇所数を減らすためには、畜産関係者へ消毒ポイントの設置場所を確実に周知し、ポイントを通るルートをとってもらうことが重要。

県HPやその他様々な媒体で広報を行う。

HPは、トップページから消毒ポイント設置場所の情報にリンクを張る



制限区域が佐賀県に跨る場合は、県境の消毒ポイント設置について、両県で協議する。（佐賀県での発生時も同様）



冬期においては、コンテナハウス等が配置されるまでは、安全性の確保等から、車中等で、待機や事務手続きを実施することも考慮する。

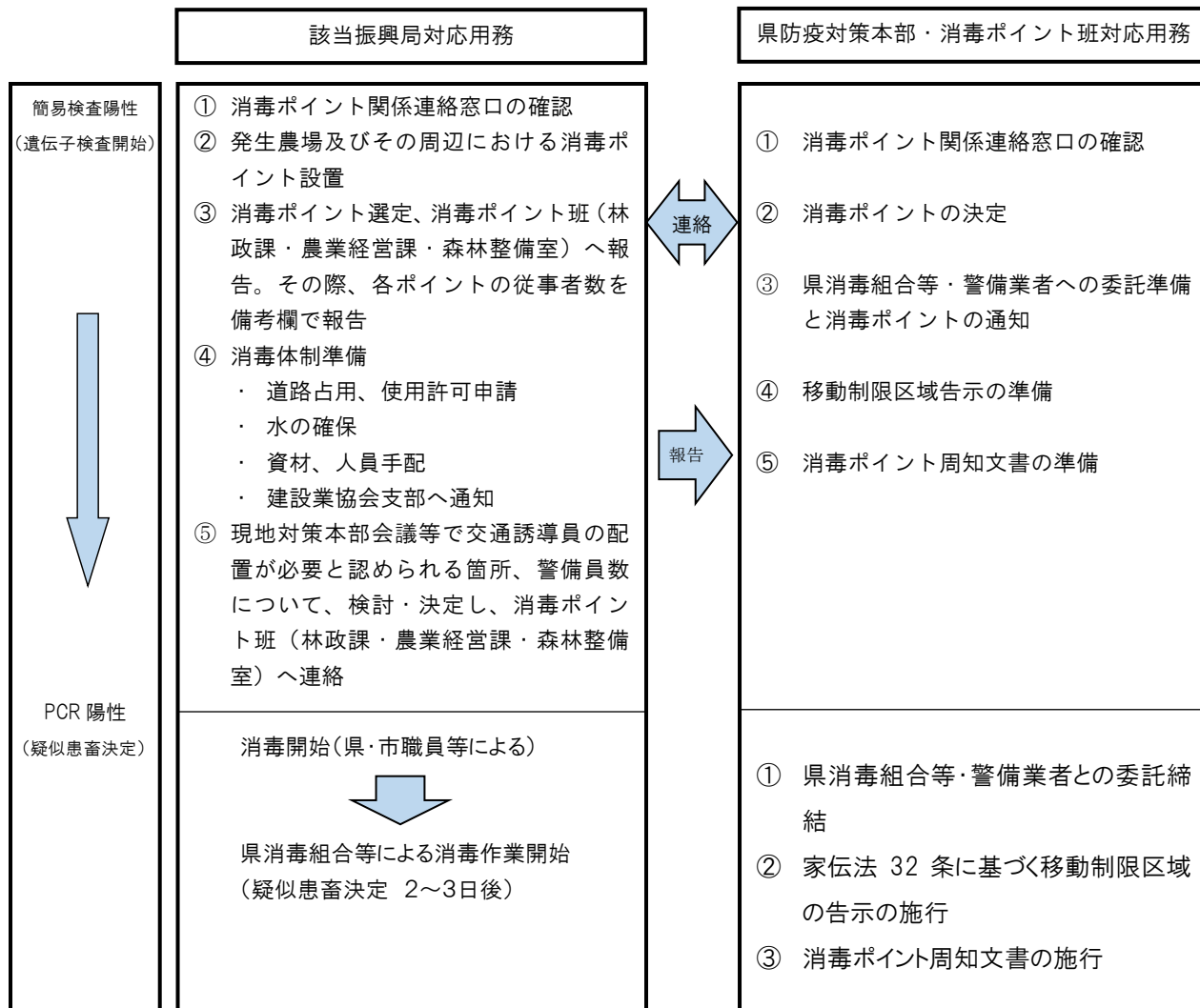


消毒ポイントの作業班には、家畜防疫員がいないため、事前に管理者を選定のうえ、作業内容を十分に理解させておくことが必要



- 交代時には、車両消毒業務引継書（様式集）によって業務内容等を引き継ぐこと。
- 消毒作業時に着用する資材はコンテナハウス内に用意してあるので、着用のうえ作業に当ること。
【着用資材】防護服、防護キャップ、マスク、インナー手袋、アウター手袋、ゴーグル、長靴など
- 食事の支給：カップ麺、飲み物等を支給する。

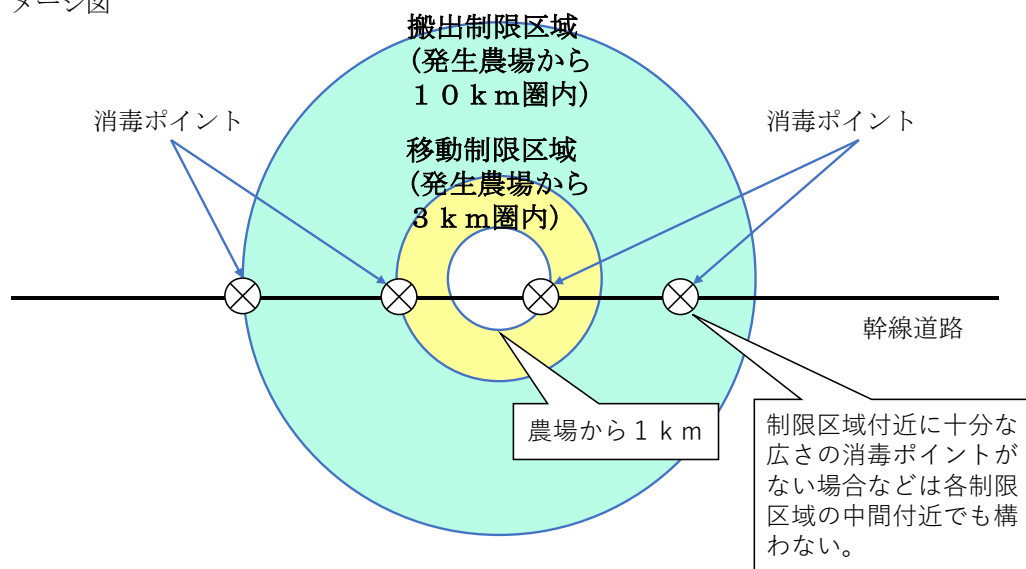
消毒ポイント設置の手順



消毒ポイント設置場所

搬出制限区域及び移動制限区域境界付近、農場から1 km以内の幹線道路及び港湾等に設置する。

イメージ図



※発生農場周辺の感染拡大防止及び制限区域外側への感染拡大防止に重点を置き、原則として、制限区域から出て行く車両を対象として設置する。

※発生当初は、HPAIウイルスであることを想定し3、10km付近に設置するが、病性決定後LPAIウイルスと判明した場合は、制限区域の縮小にあわせて1、5 km付近に縮小する。

2 消毒ポイントでの作業

(1) 消毒薬剤

逆性石けん液（500倍希釈）

(2) 消毒方法

畜産関係車両：動力噴霧器による噴霧消毒

一般車両：車両消毒マットによる消毒

通行人：踏込消毒槽による足底消毒（消毒マットでも可）

(3) 消毒時間

24時間体制（8時間3交代）

(4) 人員配置（1箇所当たり）

計3～5名（常時）

〔内訳〕

管理者 1名

消毒作業員 2名

必要に応じ交通誘導員、車両案内員を置く（0～2名）

※交通誘導員の配置が必要な場合においては、交通誘導員が車両案内員を兼務することができる。

※業者委託までは県及び市町職員等で実施。

(5) 作業内容

管理者：通行車両の記録、証明書の発行、資材等の調達

消毒作業員：動力噴霧器による車両消毒、車両消毒マットの消毒液補充

交通誘導員：消毒ポイントへの車両の誘導

車両案内員：消毒ポイント内の車両の案内

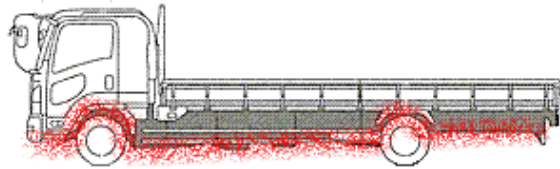
引き込み場所に入ってきた車両を、消毒する位置まで案内する。

(6) 委託業者への引継ぎ

3日程度経過後、県と協定締結団体の請負契約が締結されるので、最後の作業班の管理者は、車両消毒業務引継ぎ書（様式5）を作成し、委託業者と引継ぎを実施。

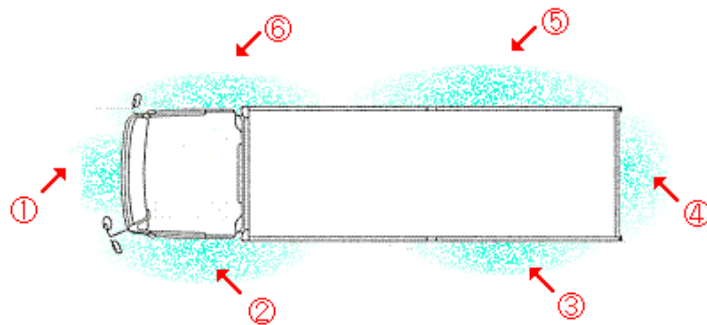
～消毒ポイントにおける車両消毒マニュアル～

消毒ポイントにおける動力噴霧器による消毒は、原則として畜産関係車両（家きん運搬車・集卵車・飼料運搬車など）を対象とし、必要に応じて一般車両も対象とする。



1. 消毒ポイントに進入してきた車両を動力噴霧器の場所に誘導。（車両案内員）
2. 車両の停止を確認し、車両消毒を実施。（消毒作業員）
3. 消毒は、車両の前面から消毒液を噴霧、続いて側面、後方、反対側面の順に車体上部から下部に向けて実施。荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒する。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意する。（消毒作業員）

（例）



〔作業手順〕 消毒作業員 A：①→②→③、消毒作業員 B：④→⑤→⑥

4. 消毒作業中に運転手に下車してもらい、コンテナハウス内で聞き取りを行い、「車両消毒済証明書」（様式集）を作成するとともに、車両番号等を確認し「車両消毒実施記録」（様式集）に記録する。（管理者）
 5. 予め準備した消毒用スプレー及び消毒マットにより運転手に手指の消毒及び足底消毒を依頼するとともに、運転手の了解のもと車内（ハンドル、ペダル、フロアマット）を消毒する。（管理者）
 6. 消毒の実施後、「車両消毒済証明書」に押印して運転手に渡す。（管理者）
- ※ 必要に応じ、家畜伝染病予防法等に基づく車両消毒であることを説明する
 - ※ 交代時には、作業内容や状況を次の班に伝達する。
 - ※ 防護服、手袋等は使用后、防疫資材用ゴミ袋に廃棄する。
 - ※ 管理者は、使用した消耗品を「消毒関係消耗品等使用簿」（様式集）に記帳する。
 - ※ 管理者は、1日の作業状況を「消毒ポイント作業記録簿」（様式集）に記載し現地対策本部に報告を行う。（現地対策本部は、各消毒ポイントの車両消毒台数を取りまとめ県畜産課へ報告する）。

消毒ポイントの設置事例

幹線道路等

消毒ポイント

例1: 幹線道路等に沿って設置

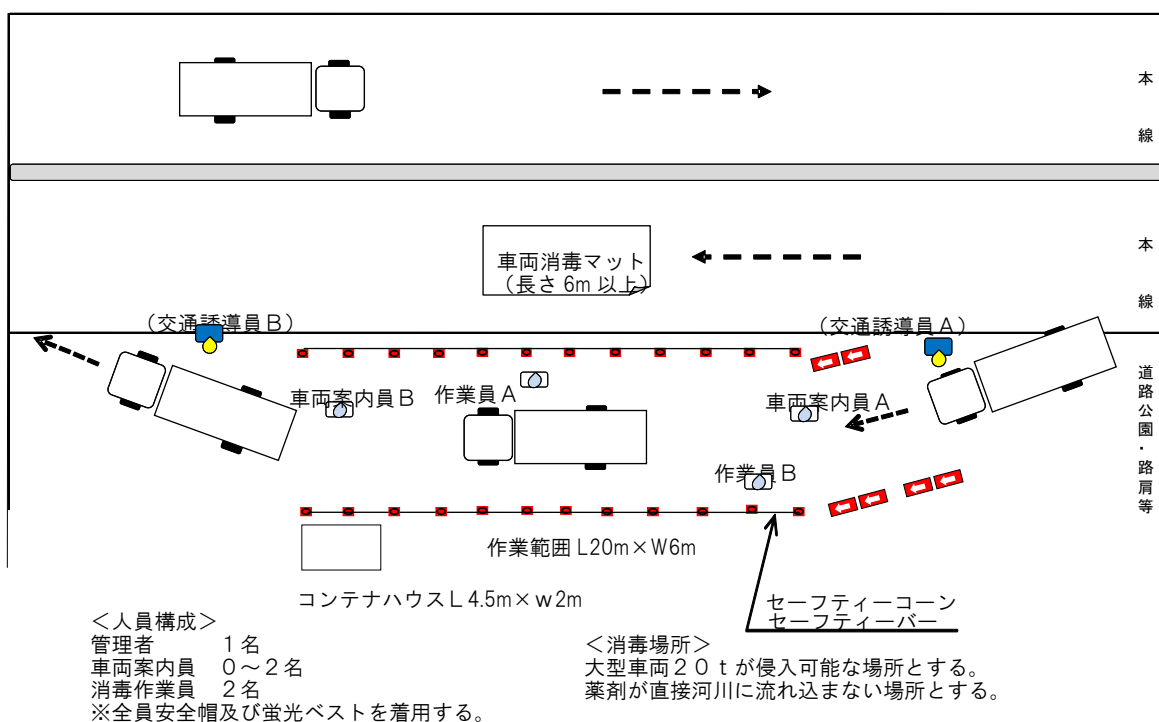
幹線道路等

側道

消毒ポイント

例2: 幹線道路等の側道に設置

消毒ポイント作業実施体系図



畜産関係車両の一例

《飼料運搬車》



《家さん運搬車》

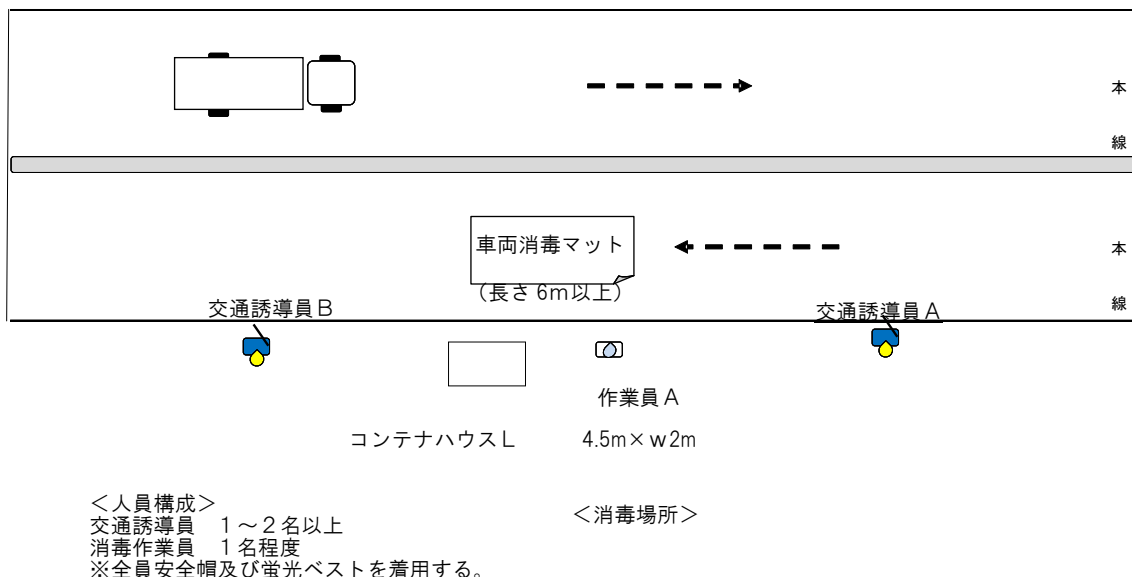


《集卵車》



※消毒マットによる車両消毒例

必要に応じて、一般車両等を消毒マットにより消毒を実施する。



3 消毒ポイント作業の委託

(1) 消毒ポイント運營業務

家畜伝染病発生時の車両消毒業務等に関して、長崎県消毒業協同組合、一般社団法人長崎県造園建設業協会、一般社団法人長崎県ビルメンテナンス協会及び一般社団法人長崎県建設業協会各支部と支援協定を締結している。（協定締結団体は防疫対策に係る協定書締結状況（ファイル集文書 No15652）参照）

協定締結団体への業務委託に際しては、協定書に基づき、消毒ポイント班（農業経営課・林政課・森林整備室）から支援活動要請書により各団体へ支援要請を行うとともに、同班が速やかに請負契約の締結を行う。

- 1 消毒ポイントにおける消毒作業は原則として業者委託とするが、業者へ委託するまでの発生初期については、現地対策本部と市町が協力して実施する。
- 2 委託団体の選定及び契約締結に係る事務は県対策本部が行う。
- 3 消毒作業は、一般社団法人長崎県造園建設業協会、長崎県消毒協同組合及び一般社団法人ビルメンテナンス協会が主体となっており、消毒作業員が不足する場合は一般社団法人長崎県建設業協会各支部が補完する。

※交通誘導員の配置については長崎県警備業協会と支援協定を締結済み。

なお、交通誘導員の配置が必要な場合は県対策本部で確保および契約事務を行う。

(2) 交通誘導警備業務

選定した消毒ポイントの中で、交通誘導業務が必要な箇所については、消毒業協同組合等協定団体に委託する場合には、当該交通誘導業務は、警備業法の規定により、警備業法の認定を受けた警備業者に委託する必要がある。

このため、県防疫対策本部においては、一般社団法人長崎県警備業協会と支援協定を締結し、警備業者の確保をお願いすることになっている。

現地対策本部においては、警察等と協議して、交通誘導員の配置が必要と認められる箇所、人数について、消毒ポイント班（農業経営課・林政課・森林整備室）に連絡し、同班は、同協会へ警備業者の確保について支援を要請し、同協会が確保した警備業者と委託契約をする。



警備業者の確保が困難な場合は、土木部建設企画課と農林部農村整備課、森林整備室は、県発注の工事の中から警備業者の融通について調整する。

(3) その他

○作業委託後の資機材の取扱い

初動防疫作業時に投入した資機材、特にリース機材については、業務委託後でも必要な資機材のため同作業場所で継承する。全ての防疫作業終了後の資材の収納作業については、以下のとおり。

- ①再利用できる資材については、各振興局で清掃・消毒を実施。
- ②資材の搬送については、各振興局が指定する場所に県防疫対策本部・資材班がトラックを手配。
- ③積み込み作業は各振興局で行う。
- ④資材の確認及び県備蓄倉庫への収納作業は県防疫対策本部・資材班が担当。
※返還までの保管については、長期にならないよう各振興局で随時対応。
※再利用不可能な資材の処分については、各振興局で行う。
- ⑤リース機材は、業者が引き取りにくるまで現地に残し、引き渡す。リース業者への連絡は現地資材班が実施。原則、リース終了後は洗浄消毒して返却する。
- ⑥簡易トイレのし尿処理及び清掃は現地資材班から地元衛生会社へ発注する。

4 道路・港湾等占用・使用許可の手続き

(1) 道路占用の許可

道路に工作物や物件等を設け、継続して道路を使用しようとする場合は、道路法第 32 条の規定に基づき、道路管理者の許可が必要である。

〔申 請 先〕

○市町道：所管市町

○国道(指定外)及び県道等：所管振興局

○国道(指定)：国土交通省長崎河川国道事務所（佐世保、大村、小浜）出張所

○高速道路：NEXCO 西日本高速道路（長崎、佐賀）事務所

※誘導看板を複数の道路管理者が管轄する道路（県道、市道等）に置く場合は道路管理者ごとに占用許可が必要。

〔申請書類等〕

○道路占用許可申請書、道路占用届書（様式集）

○添付書類（道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面等）

※消毒ポイント候補地選定にあたっては、各道路管理者と事前に協議を行い、緊急時の届出対応（事後許可）や事前申請等を確認し、迅速な手続きが行えるよう準備する。

(2) 道路使用の許可

道路において作業をする場合や工作物等を設ける場合は、道路交通法第 77 条第 1 項の規定に基づき、管轄する警察署長の許可が必要である。

〔申 請 先〕

○道路を使用する場所を管轄する警察署

※道路を使用する区間が 2 以上の警察署の管轄にまたがる場合は、いずれかの警察署長の許可。

〔申請書類等〕

○道路使用許可申請書（様式集）

○添付書類（道路使用の場所、方法等を明らかにした図面等）

※詳細は所轄警察署に事前に確認が必要。

(3) 港湾施設用地目的外使用の許可

港湾施設の目的外使用を行う場合は、長崎県港湾管理条例第 8 条及び長崎県港湾管理規則第 2 条の規定に基づき、県知事の許可が必要である。

〔申 請 先〕

○港湾を所管する各振興局（長崎市、長与町、時津町の港湾は長崎港湾漁港事務所）

※申請書の提出は使用しようとする日の 2 か月前までとされているが、特別な理由がある場合はこの限りではない。

〔申請書類等〕

○港湾施設用地目的外使用許可申請書（様式集）

○添付書類（使用財産の見取図、物件設置状況図等）



関係法令に基づく許可等の手続きを迅速に行うため、原則として、初動防疫準備の際に現地防疫対策本部（当該振興局）と県防疫対策本部（本庁）が連携し、関係機関との調整を行うものとする。

5 警察機関への協力依頼

消毒ポイント設置に際しては、事前に県警察本部及び現地警察署に報告を行うとともに、円滑な運用を図るための協力依頼を行う。

なお、県警察本部への協力依頼は県対策本部が、現地警察署への協力依頼は現地対策本部が行う。

6 関係機関等への周知

県対策本部は、消毒ポイントの設置に際して関係行政機関へ連絡を行うとともに農協、飼料販売業者、県トラック協会等に周知を行い消毒への協力要請を行う。

消毒ポイント看板作成及び設置要領

〔設置例〕

※看板は道路等の特殊性に応じて数量を増加させる。

